

北竜町業務継続計画

令和2年12月

北 竜 町

目 次

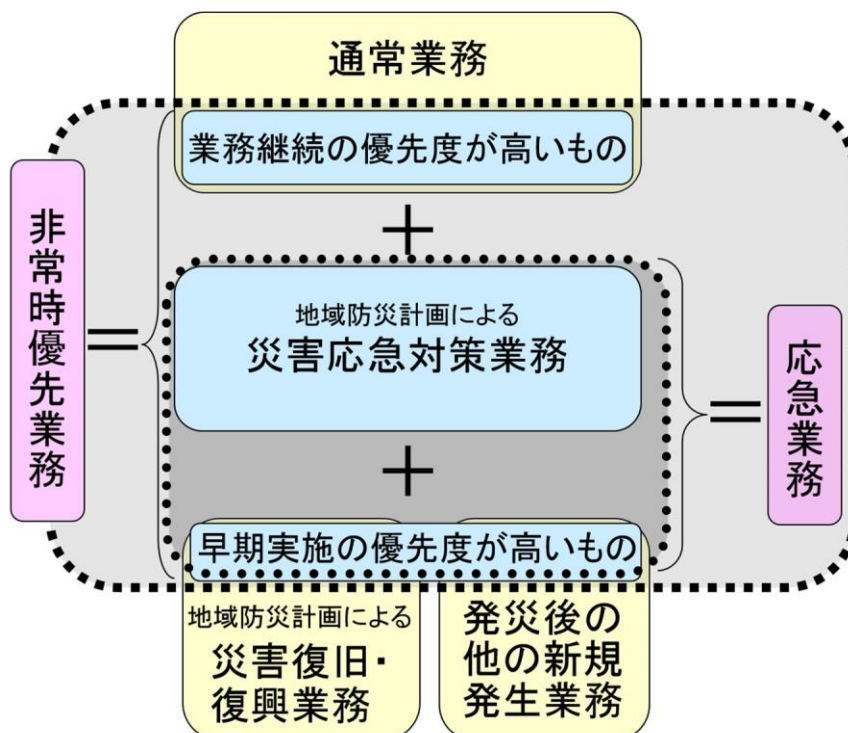
1	業務継続計画とは	1
2	業務継続計画策定の効果	2
3	基本方針	3
4	地域防災計画と業務継続計画との違い	3
5	業務継続計画の発動・解除	4
6	想定する災害	5~6
7	業務継続計画の特に重要な6要素	7
1)	町長不在時の代行順位及び職員の参集体制	8
2)	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	9
3)	電気・水・食料（職員用）の確保	9
4)	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	10
5)	重要な行政データのバックアップ	10
6)	非常時優先業務の整理	11
8	非常時優先業務	12
1)	非常時優先業務の考え方	12
2)	非常時優先業務の選定	13
9	業務継続計画の継続的な改善	14
※	別表 非常時優先業務一覧表	
1)	非常時優先業務（災害対応業務）	別表1
2)	非常時優先業務（優先的通常業務）	別表2

1 業務継続計画とは

- ① 業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。
- ② 本町には、防災対策を定めた計画として地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとして各種の災害対応マニュアル等があるが、北竜町業務継続計画は、国の示す「特に重要な6要素」について現状を検証し、今後の検討課題を明らかにすることにより、資源制約の伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

※ **非常時優先業務とは（BCP=Business Continuity Plan）**
大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）の他、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。
災害発生後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。
なお、非常時優先業務の選定及び各部署における業務一覧表は、別表に記載する。

図1 非常時優先業務のイメージ



出典：内閣府（防災担当）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続手引き」

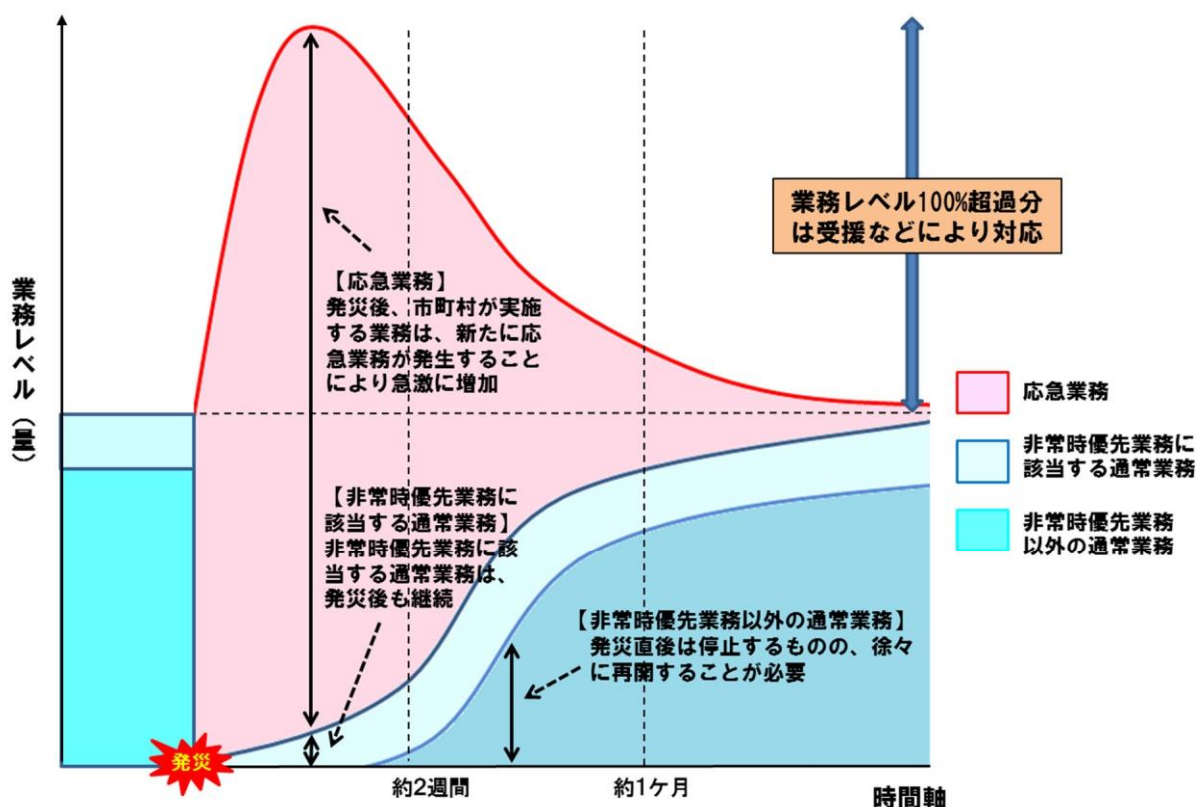
2 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（持続的改善を含む）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害時職員初動マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政（役場庁舎）も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で役場が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

図2 発災時に町が実施する業務の推移



※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

3 基本方針

- (1) 町民の生命・安全を守り、非常時優先業務を確実に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要な人的・物的資源を確保する。
- (3) 継続的に計画の見直しを行い、対応力の向上を図る。

4 地域防災計画と業務継続計画との違い

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	・都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時の限られた必要資源をもとに、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	・行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方自治体では、目標時間を記載している場合もある。）	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始、再開する。）
業務に従事する職員の水・食料の確保	・業務に従事する職員の飲料水、食料等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	・業務に従事する職員の飲料水、食料等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

参考：内閣府（防災担当）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続手引き」

5 業務継続計画の発動・解除

業務継続計画に基づき、大規模な地震発生時の非常時優先業務を実施する発動基準を次のように定める。

(1) 発動基準

本計画は町内で震度5強以上の地震が発生したとき及び本町に対して気象庁より大雨特別警報が発表された場合に発動する。

ただし、上記以外においても町内において大規模な被害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときに北竜町災害対策本部（以下、「災対本部」という。）を設置した場合で災対本部長（町長）、又は代理者が必要と認めた場合は発動する。

(2) 発動権限者

災対本部長とし、災対本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

《非常時優先業務を実施する発動権限者》

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

(3) 事務局

総務課防災担当（以下、「防災担当」という。）が事務局となり発動手続きに関する事務を処理する。

(4) 発動の流れ

- ① 災対本部本部員会議において、副本部長（副町長・教育長）及び本部員（各対策部長）は、町内及び役場庁舎機能の被害状況等を本部長に報告する。
- ② 本部長は、副本部長及び本部員からの報告に基づき、業務継続計画の発動の可否について決定する。
- ③ 発動が決定された場合防災担当は、直ちにその旨を防災関係機関等に通知する。
- ④ 非常時優先業務は、災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき実施することとし、各対策部で対応体制をとりまとめ、防災担当に報告する。
- ⑤ 防災担当は、業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

(5) 解除基準

災対本部長は、本町における全ての優先度の高い通常業務の再開をもって、業務継続計画の解除を宣言する。

ただし、本部員は解除の宣言前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じて休止した通常業務を順次再開させるものとする。

6 想定する災害

本計画においては、主に地震を想定しているが、その他の災害においても必要に応じて本計画を準用するものとする。

(1) 想定する地震

本計画で想定する地震は、非常時優先業務の整理や必要資源に関する分析と検討を行うためには、本町の業務が外部条件によって受ける制約（ライフラインの支障等）などを把握することも重要となるため、各地域や公共施設等の被害状況を想定するため対象を主に地震を選定するが、その他の災害においても必要に応じて本計画を準用するものとする。

源 震	(1) 増毛山地東縁断層帯 (2) 沼田一砂川付近の断層帯
震 度	震度6強以上
季 節	冬期間を選定

(2) 被害想定

平成30年2月北海道が作成（公表）した地震被害想定調結果報告書から地震動による被害が大きな断層帯2ヶ所を選定し、次のとおり資料とした。

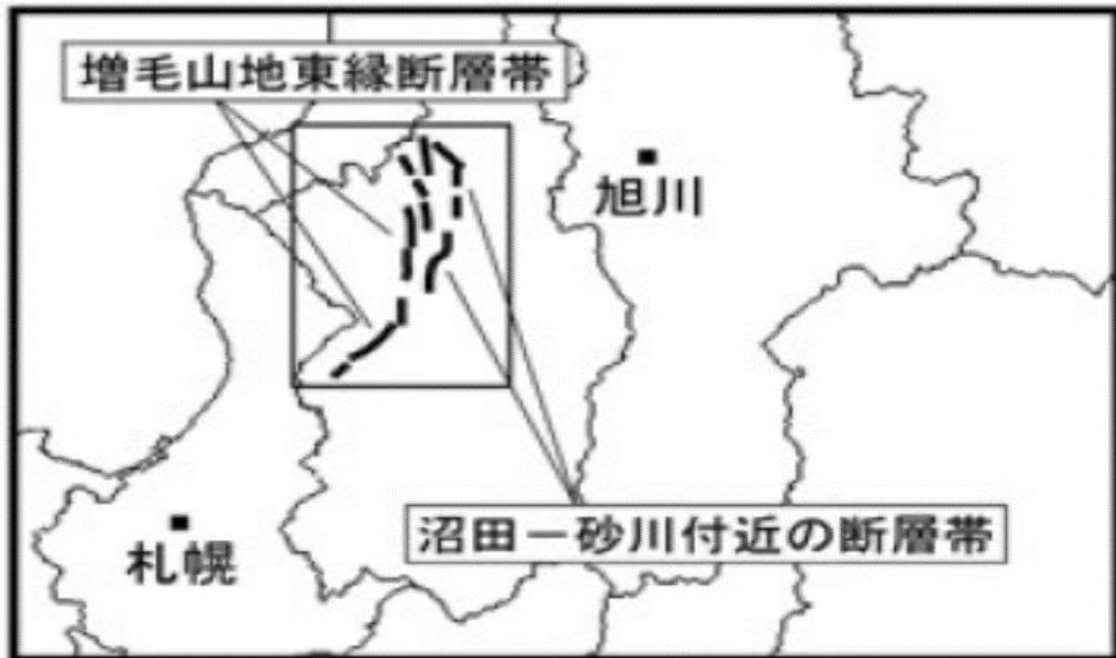
I 増毛山地東縁断層帯

項 目		冬の早朝	夏季の昼間	冬季の夕方	
家屋被害	全 壊	495棟	219棟	495棟	
	半 壊	527棟	379棟	527棟	
出火件数／消失棟数		2件／1棟未満	1件未満／1棟未満	15件／8棟	
人的被害	死 者	7人	1人	5人	
	重傷者	2人	1人	1人	
	軽傷者	30人	22人	21人	
避難者数	避難所	631人	460人	633人	
	避難所外	340人	248人	341人	
ライフライン被害	簡 易 水 道	被害箇所	177ヶ所	177ヶ所	177ヶ所
		断水人口 (直後)	2,021人	2,021人	2,021人
		断水人口 (1日後)	1,886人	1,886人	1,886人
	断水人口 (2日後)	1,882人	1,882人	1,882人	
	下水道	被害延長	3.3Km	3.3Km	3.3Km
機能支障		374人	374人	374人	

II 沼田一砂川付近の断層帯

項 目		冬の早朝	夏季の昼間	冬季の夕方	
家屋被害	全 壊	4 2 1 棟	1 9 8 棟	4 2 1 棟	
	半 壊	4 3 2 棟	3 0 9 棟	4 3 2 棟	
出火件数／消失棟数		1 件／1 棟未満	1 件未満／1 棟未満	1 3 件／7 棟	
人的被害	死 者	8 人	2 人	6 人	
	重傷者	2 人	1 人	1 人	
	軽傷者	2 7 人	2 1 人	2 0 人	
避難者数	避難所	6 0 1 人	4 5 0 人	6 0 3 人	
	避難所外	3 2 4 人	2 4 2 人	3 2 5 人	
ライフライン被害	簡 易 水 道	被害箇所	1 3 8 ケ所	1 3 8 ケ所	1 3 8 ケ所
		断水人口 (直後)	2, 0 0 9 人	2, 0 0 9 人	2, 0 0 9 人
	断水人口 (1日後)	1, 8 4 5 人	1, 8 4 5 人	1, 8 4 5 人	
	断水人口 (2日後)	1, 8 4 0 人	1, 8 4 0 人	1, 8 4 0 人	
	下水道	被害延長	3. 2 Km	3. 2 Km	3. 2 Km
		機能支障	3 7 2 人	3 7 2 人	3 7 2 人

※増毛山地東縁断層帯及び沼田一砂川付近断層帯



7 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定にあたって定めるべき特に重要な要素として次の6要素がある。

1) 町長不在時の代行順及び職員の参集体制	町長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 <ul style="list-style-type: none">・ 緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。・ 非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用できなくなった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 <ul style="list-style-type: none">・ 地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
3) 電気・水・食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水・食料等を確保する。 <ul style="list-style-type: none">・ 災害対応に必要な設備、機械等への電力供給が必要。・ 孤立により外部からの水・食料等の調達が不可能となる場合もある。
4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線・輻輳等により固定電話・携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 <ul style="list-style-type: none">・ 災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 <ul style="list-style-type: none">・ 災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 <ul style="list-style-type: none">・ 各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

《現時点の状況》

① 町長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長(防災)
北竜町地域防災計画に記載済み		北竜町地域防災計画に反映

② 参集体制(地域防災計画)

体制	配備基準	配備要因・活動内容
警戒準備配備	(1) 気象予報警報(大雨・洪水・大雪等)の発表が予想される時。	① 総務課(庶務係) ② 気象等に関する情報収集及び連絡活動
第1非常配備	(1) 気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発表され、災害の発生が予想される時。 (2) 町内に震度4の地震が発生したとき。 (3) その他町長(本部長)が必要と認めたとき。	① 各課長・総務課(庶務係)・町長が指名する職員 ② 災害情報の収集・伝達 ③ 災害又は二次災害の注意、警戒及び現地確認 ④ 住民への周知 ⑤ 応急措置(避難勧告等の発令、避難所の開設等)
第2非常配備	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 町内で震度5弱の地震が発生したとき。 (3) 必要により本部長(町長)が当該非常配備を指令したとき。	① 各課長・総務課(庶務係)・各係長・町長、各課長が指名する職員 ② 災害情報の収集・伝達 ③ 本部設置準備又は設置 ④ 局地的な応急対策活動 ⑤ 関係機関との連携
第3非常配備	(1) 特別警報が発表され、重大な災害の危険性が著しく高まっているとき。 (2) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長(町長)が当該非常配備を指令したとき。 (3) 町内で震度5強以上の地震が発生したとき。 (4) その他本部長が必要と認めたとき。	① 全職員 ② 災害業務全般の実施

《今後の検討事項》

- 町長の職務代行順位の範囲
- 災害対策本部員の職務代行順位の範囲
- 町長の職務代行者3名の出張等が重なる場合は、その都度代行者を指名するなどの代行順位の運用方法等を検討する。

2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

《現時点の状況》

北竜町地域防災計画では「役場庁舎に置くものとする。」となっているが役場庁舎が被災し、使用できなくなった場合の代替施設は次のとおりとする。

施設名	建築年	災害種別			非常用発電機
		地震	洪水	土砂災害	
すこやかセンター	H12.2	耐震性有	浸水想定区域外	土砂災害警戒区域外	無
深川地区消防組合 深川消防署 北竜支署	S53.11 耐震改修 H27.11	耐震性有	浸水想定区域外	土砂災害警戒区域外	有

《今後の検討事項》

- 災害対策本部が機能するための非常用発電機等の整備（すこやかセンター）
- 今後において大災害を想定した代替施設の検討が必要

3) 電気・水・食料等の確保

《現時点の状況》

(1) 電気（非常用発電機）

・役場庁舎においては、現状非常用発電機は設置されておらず、可搬式非常用発電機により電気機器へ接続（照明・PC・テレビ・FAX等）必要最小限の電力を賄っているが、非常時優先業務遂行には十分な状況とはなっていない。

現状非常用発電機5台に対し、燃料は発電機各1台20Lタンクで備蓄している。

(2) 水・食料等の備蓄

・「北竜町防災備蓄計画」の町民備蓄と同様とし、職員1日分（3食）を備蓄する。

《今後の検討事項》

- 業務継続に必要な電力量等の検証を図り、非常用自家発電機の計画的な設置と可搬式発電機の計画的備蓄が必要と考える。

4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

《現時点の状況》

- (1) 北竜町防災行政無線「ぼうさいほくりゅう」 陸上移動局 14局
- (2) 北海道総合行政ネットワーク 1台
- (3) 北竜町 災害時有線電話（NTT回線）1台
- (4) その他 緊急時連絡リスト（職員）

《今後の検討事項》

- 通信範囲が広範囲であるため、免許登録が不要な IP 無線など現状以外での導入を検討する。
- 多様な通信機器の発達により、SNS など通信手段となり得るため今後においても町民等への情報伝達手段としての活用を検討する。

5) 重要な行政データのバックアップ

《現時点の状況》

- (1) バックアップ体制確保 済み

※対象となる主なデータ

- ・住民基本台帳・国民年金・国民健康保険・介護保険・固定資産税・町民税など

- (2) その他各システム

※対象となる主なデータ

- ・戸籍・財務会計・人事給与・庁舎内 LAN（ファイルサーバー・GW）等

《今後の検討事項》

- バックアップデータについては、業務システム・メール・ファイルサーバー等で行っているが、今後はさらに検討が必要。
- 発災後、外部データセンターを利用しているシステム（総合行政システムや戸籍システム等）については、回線・ネットワーク機器・パソコンが正常に動作すれば使用可能であるが、その際の電源確保は現状可搬式発電機での電気供給となるため検討が必要。

6) 非常時優先業務の整理

《現時点の状況》

(1) 対象期間

・非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する時間及び業務実施環境が概ね整い通常業務への移行が確立され则认为されるまでの期間とされている。

本町においては、非常時優先業務の対象期間を「発災2週間以内」とする。

(2) 対象業務の範囲

・災害応急対策業務・・・・・・・・・・地域防災計画及び災害時職員初動マニュアルに掲げる対策本部各班の所掌事務とする。

・業務継続の優先度が高い通常業務・・・・・・・・北竜町役場処務規程に規定されている分掌事務を基本とし、各部署において選定する。

《今後の検討事項》

○災害応急対策業務の業務内容の見直し

○業務継続の優先度が高い通常業務の業務内容の見直し

8 非常時優先業務

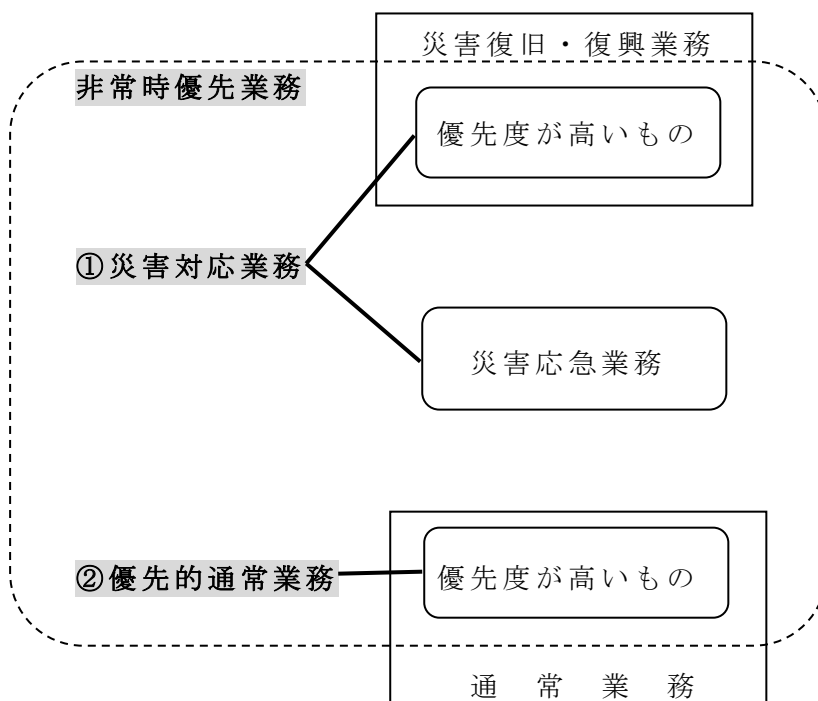
1) 非常時優先業務の考え方

災害発生時緊急性の高い災害対応業務が大量に加わり、通常時以上の業務処理能力が求められることになる。

一方、職員や業務に必要な物資、資源に不足が生じ、業務の処理能力が低下する恐れがある。このような状況下で業務継続を図るためには、発災後のいつ頃の時期までにどの業務を開始・再開する必要があるのかを検討し、優先的に実施すべき業務を時系列で絞り込むことが必要となる。本計画では、優先して実施すべき業務を非常時優先業務として整理する。

非常時優先業務は、以下に示すように災害対応業務と優先的通常業務に分けられる。

- ① **災害対応業務**・・・災害発生時に、応急及び復旧・復興のために実施する業務。
「災害対策本部の設置・運営」「避難所運営」「救済物資搬送」
「罹災証明発行」などで災害時のみ発生する業務
- ② **優先的通常業務**・・・日常的に実施している通常業務のうち、発災後であっても一定期間内に優先的に実施・再開すべき業務。
「通常ゴミの処理」「各種戸籍届出等の審査受理」など通常業務のうち災害時も継続または早期再開すべき業務



※非常時優先業務のイメージ図

2) 非常時優先業務の選定

1 選定方針

次の方針に基づき非常時優先業務を選定する。

- I. 町民の生命、身体、財産の保護を最優先し、被害を最小限に食いとどめる。
- II. 施設の維持や町民生活に著しい影響を与える通常業務以外は一端休止する。
- III. 休止、縮小する業務は町民生活の維持等に係る重要性により判断する。
- IV. 行事、会議等は、原則として中止又は延期し、公共施設は避難所等の災害対応業務として使用する場合を除き一般利用を休止する。

2 対象期間

非常時優先業務の対象期間は、災害発生後著しく業務処理能力が低下し混乱が生じる期間及び通常業務の実施体制が確立されると考えられるまでの期間とされている。

本計画においては、非常時優先業務の対象期間を発災から2週間までとする。

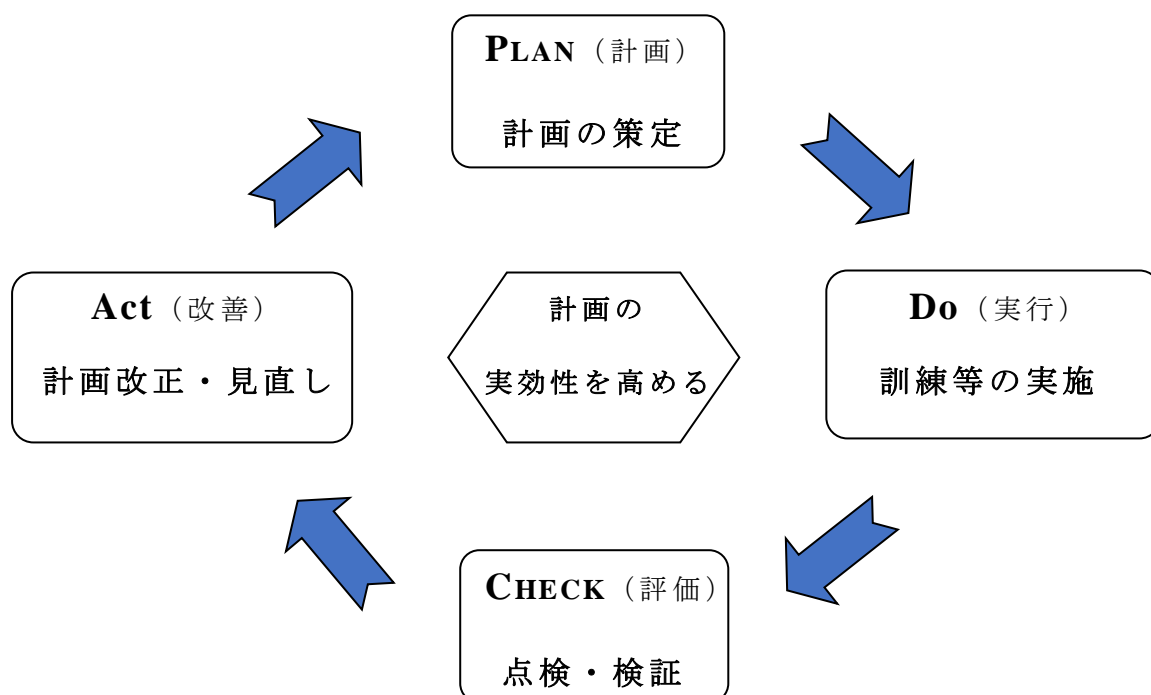
次に示すように対象期間を4つに分類し、非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を設定する。

業務開始 目標時間	選 定 基 準	主な該当業務区分
発災～3時間	発災後直ちに業務に着手しないと町民の生命・生活及び財産又は社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずるべき業務	<ul style="list-style-type: none"> * 初動体制の確立 * 被災状況の把握 * 救助、救急の開始 * 避難所の開設
3時間～1日	遅くとも発災後1日以内に業務に着手しないと町民の生命及び財産又は、社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずるべき業務	<ul style="list-style-type: none"> * 応急活動の開始 * 避難生活支援の開始 * 重大な行事の調整
1日～3日	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと町民の生命及び財産又は、社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずるべき業務	<ul style="list-style-type: none"> * 被災者への支援の開始 * 他の業務の前提となる行政機能の回復
3日～2週間	遅くとも発災後2週間以内に業務に着手しないと町民の生命及び財産又は、社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずるべき業務	<ul style="list-style-type: none"> * 復旧・復興に係る業務の本格化 * 窓口行政機能の回復

9 業務継続計画の継続的な改善

1) 計画の継続的改善

本計画が適切な運用を図るためには、組織機構の改正、業務内容の変更、施設設備の変更等があった場合に必要な改定を行うほか、訓練等の実施や検証を通じて新たな課題の洗い出し、さらに非常時優先業務の見直しなど課題の解消に向け、必要な改善を加えるとともに、内容の充実化を図り継続的に災害対応力の向上を目指すものとする。



※本計画の継続的改善（PDCA サイクル）のイメージ

別表1 非常時優先業務【災害対応業務】の選定一覧

部	班	構成	非常時優先業務	業務開始目標時期			
				3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
総務対策部	総務班	総務課 庶務係	①災害対策本部の設置及び廃止に関する事。	○			
			②災害対策本部の運営に関する事。	○			
			③職員の非常招集及び配備に関する事。	○			
			④防災関係機関・支援活動団体との連絡調整に関する事。	○			
			⑤災害情報の収集及び伝達に関する事。	○			
			⑥気象予警報の収集及び伝達に関する事。	○			
			⑦他各部班との連絡調整に関する事。	○			
			⑧自衛隊、広域応援の派遣要請に関する事。	○			
			⑨被害状況及び対応状況等の情報集約に関する事。	○			
			⑩町民への避難情報の発令及び情報の発信に関する事。	○			
	財政資材班	総務課 財政係 税務係	①災害時の車両の確保及び配車に関する事。	○			
			②職員の寝具、食料及び被服等の調達・配布に関する事。	○			
			③町有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。		○		
			④災害予算編成及び資金調達に関する事。				○
			⑤救援物資及び義援金等の配分に関する事。				○
情報対策部	情報広報班	広報統計係 企画係	①災害の記録に関する事。	○			
			②災害広報に関する事。	○			
			③報道機関との連絡調整に関する事。	○			
			④情報通信施設等の被害調査及び応急対策調査にかんすること。	○			

部	班	構成	非常時優先業務	業務開始目標時期			
				3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
民生政対策部	住民生活班	住民課 町民生活係 戸籍年金係	①遺体の収容処理及び埋葬に関すること。		○		
			②災害に関する相談、苦情等に関すること。	○			
			③死亡獣畜の処理に関すること。			○	
			④被災地における環境保全及び公害対策に関すること。			○	
			⑤衛生関係施設の被害調査に関すること。	○			
			⑥被災地における防疫活動に関すること。		○		
	保健救護班	住民課 国保医療係 保健指導係	①応急救護所の開設及び管理に関すること。	○			
			②被災者の避難誘導の支援に関すること。	○			
			③被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること。			○	
			④医師会との連絡調整に関すること。	○			
			⑤救急薬品等の供給確保に関すること。	○			
	避難対策班	住民課 福祉係 介護保険係 介護予防係	①避難所の開設と管理運営に関すること。	○			
			②仮設トイレの設置に関すること。		○		
			③要配慮者の避難等の安全確保、諸対応に関すること。	○			
			④避難場所における救助物資の配分に関すること。		○		
⑤被災者の炊き出しに関すること。				○			
施設対策部	土木施設班	建設課 土木管理係 建築住宅係 上下水道係	①道路通行禁止及び制限に関すること。	○			
			②道路、河川、橋梁、上下水道施設、公営住宅等の被害調査、応急対策災害復旧及びに関すること。	○			
			③危険区域の警戒巡視に関すること。	○			
			④応急対策に必要な作業用車両の確保調達等に関すること。	○			
			⑤北空知広域水道企業団との連絡調整に関すること。	○			
			⑥障害物の除去に関すること。	○			

部	班	構成	非常時優先業務	業務開始目標時期			
				3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
経済対策部	農林商工班	産業課 商工ひまわり 観光・林務係 農業振興係 農業担い手係 農地振興係	①林道の通行禁止及び制限に関する事。	○			
			②農林業関係の被害調査、応急対策・災害復旧に関する事。		○		
			③農業関係者機関との連絡調整に関する事。		○		
			④商工業関係の被害調査に関する事。		○		
			⑤被災商工業者の救護対策に関する事。			○	
			⑥観光施設入館者の避難誘導に関する事。		○		
			⑦被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。			○	
			⑧商工業関係者・機関との連絡調整に関する事。		○		
文教対策部	教育班	教育委員会 総務学校教育係 社会教育係 社会体育係	①学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。		○		
			②被災児童生徒等応急教育対策に関する事。			○	
			③学用品等の調達及び支給に関する事。				○
			④学校教育施設及び社会教育・体育施設の災害復旧に関する事。			○	
支援部協力部	支援班	議会事務局 庶務係 議事係 出納係	①災害現地の視察及び応援に関する事。				○
			②他班の支援に関する事。		○		